

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第38号及び第39号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）

令和3年8月11日

瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第38号及び第39号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

- (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、速やかに事務局として瀬戸内海広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。

＊必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。

- (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

2. 対応方針

- (1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の委員会の対応方針は以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応
① 委員会指示に従わず遊漁者がくろまぐろを採捕した場合又は意図せず採捕して直ちに海中に放流しなかった場合	・漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。
② 遊漁者がくろまぐろ（大型魚）を採捕したにもかかわらず報告しなかった場合	・漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

- (2) 裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。